

滋賀県医師連盟ニュース

第8号 平成23年5月15日発行

発行所／滋賀県医師連盟
栗東市穂 1-10-7
TEL/FAX 077-553-6577

拡大版！ 滋賀県医師連盟医療政策 経済勉強会を開催しました

滋賀県医師連盟は、2月26日(土)大津市で「滋賀県医師連盟医療政策経済勉強会」を開催いたしました。講師として民主党の現厚生労働大臣政務官である岡本充功氏を招いて「民主党の医療政策」についてレクチャーを受け、質疑応答でも活発な議論が交わされました。また地元からは3区選出の三日月大造議員も駆けつけていただき、その後の懇親会でも交流を深めることが出来ました。



堀出直樹守山野洲地区代表者の司会で開会。冒頭、笠原吉孝委員長は、「私が守山野洲医師会の会長時代には三日月議員と、国民の医療を守るための『医療と政治の結びつきの重要性』を確認しあった。そして、地区の勉強会にも何度か来ていただいたことがあった。その後守山野洲医師会ではこの勉強会を継続してくれているが、特に印象深いのは、我々が自民党政権下で反対してきた『オンライン請求義務化問題』であった。これは大変な事態であるということで、新政権を担った民主党、三日月衆議院議員、徳永、林参議院議員に実情を訴えたところ、すぐに、そして力強く動いていただいた。その甲斐あって『義務化』に『原則』という言葉を加えることが出来た。医療崩壊が迫ってきている現在、それを小泉元総理や過去の日医の責任にしたとしても、国民の医療を守ることは出来ない。今の政権政党である民主党と我々がお互いに勉強しあいながら、『国民皆保険制度』を未来に向けても守っていけるようにしなければならない。また他の政党とも勉強会の実現を図らねばならない。

そのためにさらに議論する場を作る目的で、昨秋連盟会員との意見交換会を実施したが、そこでは『もっと県全体でも活動せよ』『勉強会を実施せよ』というようなご意見を多く頂いた。そこで、堀出先生を中心にして活発に活動されていた守山野洲医師会の勉強会を、本日は滋賀県全体版に拡大して、県内各地から先生方にお集まり頂き開催する運びとなった。そして、本日は民主党内でも特に医療政策に詳しく、厚生労働大臣政務官でもあり、自らも医師である岡本議員にお越し頂くことができた。

先生方も案じておられる『日本の医療の行く末』、これがしっかりしないと国民も安心してお金を消費に回せず、経済が活性化しないとされるくらい重要な『日本の医療を守る方法』を、国会議員の先生方も交えて話し合っていきたい。(要旨)」と挨拶しました。



また、来賓としてご出席いただいた、3区選出の民主党国会議員である三日月大造氏からも「岡本議員からの問題提起を民主党政権からの問題提起と受け止めていただいて、皆さんと自由闊達な意見交換を行いたい。私は国土交通大臣政務官や副大臣を拝命して、無駄な公共工事にストップをかけ、国土交通省から国民生活に直結する功労省や文部科学省に予算を組み替えていく仕事を行ってきた。現在の国会情勢は本当に情けない面もお見せしているが、医療の重要性を改めて再確認するためにも、今日のこの時間を活用していきたいと考えている(要旨)」との挨拶をいただきました。



講師：岡本充功議員の略歴

- ・1971年6月18日生まれ 滋賀県八日市出身
- ・1996年名古屋大学医学部卒業
- ・名古屋大学医学部にて、新しい白血病の薬の開発に携わる
- ・2003年、新薬の承認や医療機器の開発がなかなか進まない現状を憂えて、民主党の国会議員公募に応募し、愛知9区から立候補し、比例代表で復活ながら初当選する
- ・現在は3期目で、三日月議員とは同期で同い年である
- ・現職は厚生労働大臣政務官

1. 講演内容 「民主党マニフェストへの取組状況について」

パワーポイントとプロジェクターを用いて、約1時間にわたり熱のこもった講演を聞かせていただきました。この講演で用いた資料が必要な方は滋賀県医師連盟事務局までお問合せ下さい (TEL:077-553-6577)

2. 質疑応答

Q：現在我々は医薬品の仕入には消費税を支払っているが、患者さんからはもらっていない。10%に上がると経営が成り立たなくなるが、そのあたりを民主党はどのようにお考えか？

A：生活必需品の税率を下げるとか、給付付きの税控除を作るなどの対応策が考えられるが、現実としてはまだ何も決まっていない。

Q：民主党のマニフェストではOECD加盟国の平均並に医療費を上げるとうたっていたが、現実のところはどうなのか？

A：対GDP比の問題については一気に行おうとすれば5兆円分上げなくてはならないので困難である。段階的にはあるが、診療報酬は5700億円上げた。今後何回かの診療報酬改定を経て目標に近づけていく。

Q：TPPによって人の流れが活発化しすぎると、外国人医師の国内診療、開業など、日本の医療にとってマイナス要素が大きくなるか

A：現在は具体的なことはまだ何もわからない状態である。今の日本はTPP加盟国がどのような枠組みを作るのかディスカッションしている会議室を外から眺めている状態である。その会議室に入るのかどうかを決めるのが今年の6月。参加表明は今秋なので、とりあえずその会議室の中に入り、それまでに一体どのような枠組みが出来るのか、もっと言えば自分たちに都合の良い枠組みを積極的に作りにいけばよいと考えている。加盟してもいつでも脱退は出来るので、とにかく議論に参加する必要があると考えている。

Q：医師の確保という問題だが、地域や診療科目で偏在があり、ただ単に増やせば良いというものではないと思う。地域医療支援センターは具体的にどのようなことをしてくれるのか？

A：地域医療支援センターの役割は、来年度は地域別や診療科目別の医師の不足状況を、地域医師会とも連携を取りながら情報収集(実態調査)していく。そしてその後その偏在状態を是正するのに取り組んでいく。また地域医療支援センターが直接医師を雇用したり、雇用した医師を派遣していくことも考えている。

Q：質問ではないが、健康保険制度を健全化させるための我々の要望を聞いていただきたい。一つは交通事故の治療における、無条件的な健康保険の利用に歯止めをかけること。もう一つは、柔道整復師の大部分は真面目に施術されているが、一部に見受けられるモラルの低い方の不正請求を防ぐためにも、委任払いが出来なくしてもらいたい。この2点の提案で1000億円近くの不正がなくなり、健保財政の健全化に少しでも役立つはずである。

A：医療を取り巻く様々な職域の問題は、古くは柔道整復師、最近では救急救命士などがあり、先生方のご懸念はごもっともと考えており、情報は出来る限り出していくつもりである。

このように数多くの質問が行われ、参加された連盟会員の問題意識の高さがうかがわれました。

講演終了後は、講師の岡本議員や三日月議員を交えて、会員相互または議員との親交を深める目的で、懇親会が催され、和やかな雰囲気うちに終了しました。



第1回「日医連医政活動研究会」開催

厳寒の1月15日(土)、日本医師連盟は医政活動の活性化に向けた取り組みの一環として、第1回「日医連医政活動研究会」を都内で開催した。この研究会は、日本医師会の医療政策を実現するためには、日医連の医政活動が不可欠であることから、陳情活動の必要性、積極的な選挙活動への参加等を再認識することを目的として企画されたものであり、47都道府県医師連盟から推薦された94名の若手会員がメンバーとなっている。当日は、足立信也参議院議員(前厚生労働大臣政務官)の「強い社会保障とは何か」と古川貞二郎元内閣官房副長官の「政策決定と団体の政治活動」と題する講演を傾聴した。講演終了後、講師と研究会メンバーとの間で熱のこもった意見交換が行われた。



第1回「日医連医政活動研究会」に滋賀県より参加された先生の感想(抜粋)

- ・私個人的には、平成22年の診療報酬改定は、再診料引き下げ以外は評価している。しかしながら、医師連盟内にはかなり不満がつまっていることがわかった。
- ・足立参議院議員に対して、外科出身だから、内科系、開業医に対しては冷たいとの噂が結構あった。私自身も、再診料引き下げに関して、足立先生が内科系、開業医に対して軽視していると思っていたが、それは誤解であったことが理解できた。
- ・平成24年の新規改定に向けて、やはり政治への関わりが、日本全国の医師及び国民のために必要であることを再認識した。足立先生を筆頭に医師資格を持つ議員、また医系議員への働きかけがより必要と思われる。

横倉副委員長挨拶(要旨)

福島先生の時代の120万票から、直近の選挙では17万票と日医連の集票力が激減してきた。そこでもう一度政治と医療の関係について考え直す必要があるとのことでこの研究会を立ち上げた。本日お越し頂いた先生方には、この医療と政治のあり方を考える気運を各地域の医師会へと広げて行っていただきたい。

各県でも各郡市医師会の先生方を集めて同じような取組みを実施していってほしい。さらにそれを各郡市医師会でも若い先生方を集めて同じように実施し、政治と医療は切り離せないということを伝えていってほしい。これからまたいろいろな選挙があるが、医療政策というものは党派を超えて国民のために主張を続けていかなければならないということを多くの先生方に知ってもらうよう活動しなければならない。

日本医師連盟執行委員会開催

日本医師連盟は、2月6日(日曜日)、都内で執行委員会を開催し、「平成21年度収支決算」「平成23年度負担金基準額」「日医連規約の改訂」「活動指針」の4議案について審議を行った。2時間以上に及ぶ活発な議論が行われ、各議案とも全会一致で承認された。なお、本執行委員会で規約改訂が承認されたことにより、新たな日本医師連盟規約が本年4月1日から施行することになる。



平成23年度日本医師連盟活動指針(別表2)

1. 「支持政党」について
「支持政党」については、今後の政治状況等を勘案し、「政権与党」を基本に弾力的に対応する。
 2. 政治活動(ロビー活動等)について
日本医師会の医療政策を実現するための政党並びに政治家個人への政治活動(ロビー活動等)については、政権与党を中心に幅広く行う。なおその際、各都道府県医師連盟との連携体制をより強力に構築しつつ、日本医師会医療政策の実現に万全を期す。
 3. 参議院比例代表選挙について
参議院比例代表選挙について、原則として日本医師連盟会員のうち、日本医師会の医療政策に理解を示し、その実現に全力で対応する候補者に必要な応援体制を構築する。
 4. 衆議院総選挙・参議院選挙区選挙等について
衆議院総選挙並びに参議院選挙区選挙等については、都道府県医師連盟からの推薦要請に基づき、日本医師連盟が決定することを基本とする。
 5. その他
(1) 日本医師連盟は、その政策実現にあたっては幅広く会員の声に耳を傾けるとともに、併せて会員への情報公開を行う。
(2) 日医連活動の継続的活性化を図り、会員の政治への関心を高めるため、今後「日医連医政活動研究会」等の勉強会を開催する。
(3) 都道府県医師連盟から納められた「負担金」については、毎年の日医連財政状況も勘案しつつ、一定の比率に基づき「交付金」として都道府県医師連盟へ還付を行う。
- 以上

中川副委員長より説明

危機にさらされる日本の医療
医療における規制改革とTPPの問題点



↑この資料をご覧になりたい方は事務局までお申し出下さい。お送りいたします。(全23ページ) 077-553-6577

滋賀県医師連盟への加入のお願い

滋賀県医師連盟
委員長 笠原吉孝

平素は、日々地域住民のための医療は勿論、保健・福祉の分野まで幅広くご努力をいただいておりますことに、心よりの敬意と感謝を申し上げます。

先人達が営々と築いてきた日本の医療が世界最高であったことは、関係者のみならず大多数の国民もその実績を通して実感されていると思います。その**医療制度が近年壊れてきており、現場で働く者の怒りとともに、受益者の怒りも呼応し、遂に政権交代が実現した**ことは事実であります。

しかし、医療は政治が弄ぶ政策の道具ではなく、**国民の安全と安心を守るために、医療関係者・受益者が団結して、英知を絞り、あるべき医療の方策を決めて、実質的に政策を動かしている官僚を正しい方向へ導くことこそが重要であるという時代**に入ってきました。そういう状況のなかで、医師連盟の責務が重大さを増しております。

医師連盟とは、**国民すべてに安全で良質な医療を提供するために、医師会とともに車の両輪として共同の活動を展開していく団体であり、決して一つの政党のみを支援するものではありません**。今、私たちは強い結束力をもって、直面している医療を脅かす諸問題や医療保険制度改革について、さらには医療を供給する側の医療機関の経営安定のために診療報酬はどうあるべきかを、次代の立場にたって、政府・行政に強く訴えていかなければなりません。それには**医師会員の全ての皆様の医政に対するご理解とご協力が不可欠である**と考えます。

滋賀県医師連盟の組織率は、残念ながら全国でも断トツに低く、現在36%まで低下しております。誰かの努力で医療政策は守られるだろう、政治的努力は誰か他の人が頑張れば良いなどとは、会員の何方も考えておられないと思っています。ただ、現状が皆様に正しく伝えられてこなかったことを自省している次第です。この事実を踏まえ、今後の連盟の在り方を見直していきます。様々な政党の主張を応援する方々の参加の方策も検討します。また、一般の意見交換会でも数々の貴重なご提案をいただきました。**これらのことを実行し遂行するためにも、未加入の先生方のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、医師連盟の重要性に鑑み、医師会員全員の医師連盟への加入を切に願っております。**

滋賀県医師連盟は、県民の医療を守るとともに医業経営の安定をめざし、国会等へ職能代表の進出支援、その他推薦活動の展開、医療保険、税制等諸制度改革への対応などの事業に積極的に取り組むための活動をしています

ご入会を希望される場合は事務局までお申し出下さい TEL:077-553-6577